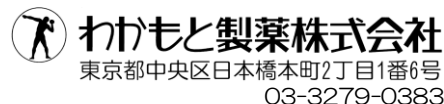


平成 26 年 3 月

お 得 意 様 各 位



薬価基準経過措置期限延長に係わるご案内

謹 啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 25 年 12 月 13 日付厚生労働省告示第 374 号により経過措置期限が平成 26 年 3 月 31 日とご案内しておりました、『**ケトテン点眼液 0.05%**』は平成 26 年 3 月 5 日付厚生労働省告示第 56 号により経過措置期限が延長されましたので、ご案内申し上げます。（経過措置期限：平成 26 年 9 月 30 日）

尚、平成 26 年 10 月 1 日に薬価基準より削除となり保険請求できなくなりますので、当該製品の在庫がございましたら、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

尚、ケトテン点眼液 0.05%の販売名変更後の販売名は『**ケトチフェン点眼液 0.05%「SW」**』（平成 25 年 12 月 13 日薬価収載）です。

販売名変更後の製品も引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

記

経過措置期限が延長される品目：ケトテン点眼液 0.05%

○経過措置期限：平成 26 年 9 月 30 日

○薬価基準削除：平成 26 年 10 月 1 日

以 上